

京都市告示第 418 号

株式会社ユーエフジェイ銀行京都支店の移転及び株式会社ユーエフジェイ銀行と株式会社東京三菱銀行の合併に伴い、平成15年4月1日京都市告示第110号（京都市指定金融機関の指定）の一部を次のように改めます。

平成17年12月1日

京都市長 榊本頼兼

第1項を平成18年1月1日から次のように改めます。

1 金融機関の名称

株式会社三菱東京UFJ銀行京都支店

第2項を平成17年12月5日から次のように改めます。

2 金融機関の所在地

京都市中京区烏丸通四条上る笋町689番地

（ 会 計 室 ）